憲法は国民の権利、自由を守るために、国家権力の行為を制限するための法律です。日本国憲法前文には「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と平和的生存権がうたわれています。はたしてわたしたちは、平和で人間らしく、安心できるくらしができているのでしょうか?東アジアでの緊張、雇用環境の悪化、貧困と格差…など平和とくらしにかかわる諸問題が山積していま

す。さらには、社会保障制度の財源として消費税増税の論議も 浮上しています。憲法はくらしに密着した問題です。そこで、 この度日本国憲法の第 9 条と第 25 条「生存権」に焦点をあて ながら、平和で人間らしくくらすためにはどうしたらよいか、 学びます。

「こどもたちに誇れる社会にしたい」、「弱者にやさしい社会 であってほしい」…そんな願いを実現するために。



## ❖ 憲法学習会

## 「わたしたちのくらしと憲法

## ~平和で人間らしくくらすために~」



講師 二宮 厚美さん

(神戸大学発達科学部教授 専攻:経済学・社会環境論)

日 時 2011年3月14日(月)13:30~15:30



会場 広島市まちづくり市民交流プラザ **6F** マルチメディアスタジオ (広島市中区袋町 6-36 **2**082-545-3911)

- 広島電鉄袋町電停から徒歩3分
- ・ 市内バス 「袋町」バス停から徒歩3分
- ・ 広島バスセンターから徒歩9分
- ・ アストラムライン「本通駅」から徒歩6分

※ 参加申込:各会員生協へ2月28日までに お申し込みください。

主催「広島県生協連のほか下記の会員生協とともに共同で開催します」

広島県生活協同組合連合会・広島県学校生活協同組合・広島県高等学校生活協同組合・生活協同組合ひろしま・広島中央保健生活協同組合・広島医療生活協同組合・福山医療生活協同組合

お問い合わせ:広島県生協連 082-532-1300